

地域医療構想調整会議（書面開催）に係る御意見及び
県の考え方について

項 目	病床数適正化緊急支援事業について
構 想 区 域	東部構想区域
御 意 見 等	人口の減少や今後の医療需要の変化を踏まえて、病床機能の適正化を進める必要性があるのは理解いたしますが、東部構想区域において、今後どの程度の医療需要が見込まれるのか、地域住民の医療を確保するために最終的にどの程度の病床数が必要なのかを示していただきたい。
県 考 え の 方	地域医療構想（平成28年10月策定）では、2025年の医療需要を踏まえ、東部構想区域における2025年の必要病床数は5,251床（高度急性期607床、急性期1,853床、回復期1,698床、慢性期1,093床）と推計しておりますが、令和6年度の病床機能報告で報告があった東部構想区域の病床数は5,635床（高度急性期861床、急性期2,728床、回復期935床、慢性期1,111床）となっていることから、引き続き、病床機能の分化連携等を進めていく必要があります。 また、今後、85歳以上人口がピークを迎える2040年頃を見据え「新たな地域医療構想」を2028年度までに策定することとされており、本構想を策定していく中で、東部構想区域を含め、2040年の医療需要を踏まえた必要病床数の推計を行う予定です。

項 目	病床数適正化緊急支援事業について
構 想 区 域	小豆構想区域
御 意 見 等	小豆保健医療圏においては、島しょ部という地理的特性を考慮し、住民の医療アクセスを確保するために必要な病床を維持することが必要と考えられるため、病床削減によって小豆保健医療圏の医療提供体制にどのような影響があるのか、ご教示いただきたい。
県 考 え 方	小豆構想区域で、今回の病床数適正化緊急支援事業に申請があった病床は、すべて精神病床となっているところ、現行の地域医療構想（平成28年10月策定）には、精神医療が含まれていないため、小豆構想区域における必要病床数との比較は出来ませんが、精神病床に係る香川県全域の基準病床数は2,628床のところ、令和5年度の既存病床数は3,250床で、病床過剰となっているため、県全域で精神病床の適正化を進めていく必要があります。 ご指摘のとおり、小豆構想区域は離島であり、かつ、一定の人口規模を有するため、島内で確保すべき医療提供体制について、他の圏域とは別に検討する必要があることから、現行の地域医療構想で、1つの構想区域として設定しているところであり、引き続き、基本的な医療について、島内で安定的に提供できる体制の確保に努めてまいります。